

地区施設 の配置 及び規模	道路	幅員 13m 延長 約 120m	幅員 11.5m 延長 約 260m	幅員 10m 延長 約 490m	幅員 9.5m 延長 約 190m	幅員 9m 延長 約 700m	幅員 8m 延長 約 230m	幅員 6m 延長 約 4,970m	幅員 5m 延長 約 220m
		歩行者 専用道	幅員 6m 延長 約 520m	幅員 4m 延長 約 30m					
	地区 の 区分	名称	A 地区	B 地区	C 地区	D 地区			
		面積	約 1.5ha	約 4.7ha	約 15.7ha	約 6.9ha			
建築物等 に関する 事項	建築物等の用途 の制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 学校、図書館その他これらに類するもの (2) 公衆浴場 (3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの (2) 公衆浴場 (3) 病院 (4) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (5) 店舗、飲食店その他これらに類するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が150㎡を超えるもの及び2階以上の部分をその用途に供するもの	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 工場（店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する建築物に附属するもので、作業場の床面積の合計が50㎡以内のものは除く。） (2) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの (3) ホテル又は旅館 (4) 床面積の合計が15㎡を超える畜舎 (5) 自動車教習所 (6) 建築基準法別表第2（は）項に掲げる建築物以外の建築物の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超えるもの及び3階以上の部分をその用途に供するもの	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) ホテル又は旅館 (2) 床面積の合計が15㎡を超える畜舎				

地区 整備 計画	建築 物等 に 関 する 事 項	地区 の区 分	名 称	A 地区	B 地区	C 地区	D 地区	
		建築物の敷地面積の最低限度	敷地面積は100㎡以上とする。 ただし、土地区画整理法第103条第1項の規定による換地処分又は同法第98条第1項の規定による仮換地の指定を受けた土地で、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するものは、この限りではない。					
		壁面の位置の制限	/					
		建築物等の高さの最高限度	/		宅地の地盤面から18m以下とする。		宅地の地盤面から25m以下とする。	
		建築物等の形態又は意匠の制限	建築物等の屋根、外壁その他戸外から望見される部分及び屋外広告物は、美観、風致などを良好に保つために、刺激的な色彩又は装飾を用いないものとする。					
		かき又はさくの構造の制限	道路境界線に面するかき又はさくの構造は、生け垣又は透視可能なフェンス等とする。 ただし、これらの基礎でブロック等これに類するものの高さが宅地の地盤面から0.7m以下のもの又は門柱等の部分にあたっては、この限りではない。					

地区	建築物等に関する事項	地区の区分	名称	E地区	F1地区	F2地区	G地区
			面積	約 7.1ha	約 0.9ha	約 1.8ha	約 3.3ha
		建築物等の用途の制限		<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(2) 床面積の合計が15㎡を超える畜舎</p> <p>(3) 自動車教習所</p> <p>(4) 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50㎡を超えるもの</p> <p>(5) 射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p>	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 1階部分を住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供するもの（廊下又は広間の類、階段、エレベーターその他これらに類するもの及び自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設の部分は除く。）</p> <p>(2) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(3) 床面積の合計が15㎡を超える畜舎</p> <p>(4) 自動車教習所</p> <p>(5) 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50㎡を超えるもの</p> <p>(6) ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p>	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(2) 床面積の合計が15㎡を超える畜舎</p> <p>(3) 自動車教習所</p> <p>(4) 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50㎡を超えるもの</p>	

地区 整備 備 計 画 項	建築 物 等 に 関 す る 事 項	地区の 区分	名 称	E 地区	F 1地区	F 2地区	G 地区	
		建築物の敷地面積の最低限度	E、F 1、G 地区の敷地面積は65㎡以上とする。F 2地区の敷地面積は100㎡以上とする。 ただし、土地区画整理法第103条第1項の規定による換地処分又は同法第98条第1項の規定による仮換地の指定を受けた土地で、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するものは、この限りではない。					
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。					
		建築物等の高さの最高限度	宅地の地盤面から31m以下とする。	宅地の地盤面から18m以下とする。	宅地の地盤面から31m以下とする。			
		建築物等の形態又は意匠の制限	建築物等の屋根、外壁その他戸外から望見される部分及び屋外広告物は、美観、風致などを良好に保つために、刺激的な色彩又は装飾を用いないものとする。					
		かき又はさくの構造の制限						

「区域、地区の区分、地区施設の配置及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」